DyDo

第43回定時株主総会

招集ご通知

日　時　**平成30年４月13日（金曜日）**
午前10時

場　所　**大阪市中央区城見一丁目４番１号**
ホテルニューオータニ大阪　２階
鳳凰の間

決議事項
第１号議案　**剰余金処分の件**
第２号議案　**定款一部変更の件**
第３号議案　**取締役６名選任の件**
第４号議案　**監査役１名選任の件**

書面及びインターネット等による議決権行使期限

平成30年４月12日（木曜日）
午後５時30分まで

ダイドーグループホールディングス株式会社
証券コード 2590

DyDoグループスローガン

こころとからだに、
おいしいものを。

DyDoグループ理念

人と、社会と、共に喜び、共に栄える。
その実現のためにDyDoグループは、
ダイナミックにチャレンジを続ける。

DyDoグループビジョン

DyDoはお客様と共に。

高い品質にいつもサプライズを添えて、
「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けします。

DyDoは社会と共に。

グループ全体で生み出す製品・企業活動「オールDyDo」が、
豊かで元気な社会づくりに貢献します。

DyDoは次代と共に。

国境も既存の枠組みも越えて、
次代に向けて「DyDoスタンダード」を創造します。

DyDoは人と共に。

飽くなき「DyDoチャレンジ」で、
DyDoグループに関わるすべての人の幸せを実現します。

スローガンに込めた想い

こころが元気なら、からだは動きたくなる。
からだが前向きに動けば、こころはもっと楽しくなる。
DyDoグループは、お客様のこころとからだに、
そんな喜びを実現しようと思う。

DyDoグループだからこそ、
飲料・食品から薬品まで幅広く、
お客様の楽しく健やかな暮らしの
お役に立つことができる。

DyDoグループは思いを一つに、
チャレンジとアイデアをもって、
価値のある製品の提供や企業活動を通じて、
人に社会に奉仕していきたい。

目次

第43回定時株主総会招集ご通知 …… 2

事業報告 …… 5

連結計算書類 …… 39

計算書類 …… 42

監査報告 …… 45

株主総会参考書類 …… 49

証券コード　２５９０
平成３０年３月２３日

株　主　各　位

大阪市北区中之島二丁目２番７号
ダイドーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長　髙　松　富　也

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年４月12日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

４頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

1 日　　時	平成30年４月13日（金曜日）午前10時
2 場　　所	大阪市中央区城見一丁目４番１号 ホテルニューオータニ大阪　２階　鳳凰の間 （　**末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。**）
3 目的事項	**報告事項**　１．第43期（平成29年１月21日から平成30年１月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第43期（平成29年１月21日から平成30年１月20日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金処分の件 **第２号議案**　定款一部変更の件 **第３号議案**　取締役６名選任の件 **第４号議案**　監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.dydo-ghd.co.jp/

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net/

2．議決権行使のお取り扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、株主総会前日の平成30年４月12日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。

(4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
なお、パスワードのご照会にはご回答できませんのでご了承ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

4．お問い合わせ先

(1) 議決権行使でのパソコン・携帯電話等の操作方法について
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話0120-652-031　(受付時間９：00～21：00)

(2) その他のご照会について
ア.証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ.証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター
電話0120-782-031　(受付時間９：00～17：00　土日休日を除く)

5．機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年１月21日から
平成30年１月20日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

〈連結経営成績〉　（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度		
		実績	増減率（%）	増減額
売上高	171,401	172,684	0.7	1,283
営業利益	3,857	4,891	26.8	1,033
経常利益	3,741	5,382	43.8	1,640
親会社株主に帰属する当期純利益	3,269	2,504	△23.4	△764

当連結会計年度のわが国経済は、緩やかな回復基調が続いております。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要とされるなど、今後の動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、2017年１月21日をもって持株会社体制に移行し、「ダイドーグループホールディングス株式会社」として、将来の飛躍的成長への第一歩を踏み出しました。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。その実現のためにDyDoグループは、ダイナミックにチャレンジを続ける。」のグループ理念のもと、中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進し、次代に向けた企業価値創造へのチャレンジを積極的に展開いたしました。

＜次代に向けた企業価値創造へのチャレンジ＞

2016年度からの事業戦略

1.自販機ビジネスモデルを革新し、キャッシュ・フローの継続的拡大を図る

2.「ダイドーブレンド」のブランド力をさらに高め、トップブランドをめざす

3.海外事業展開を加速し、トップラインの飛躍的成長を実現する

4.M&A戦略により、新たな収益の柱を確立する

なお、連結損益計算書の主要項目ごとの前連結会計年度との主な増減要因等は、次のとおりであります。

＜売上高＞

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比較して0.7%増加し、1,726億84百万円となりました。これは主に、医薬品関連事業の好調な受注実績が増収に大きく寄与したものであります。また、海外飲料事業は、トルコにおいてミネラルウォーターの販売が大幅に伸長いたしました。

一方、自販機を取り巻く外部環境が厳しさを増している国内飲料事業や、競合他社の攻勢が激しい食品事業は、夏場の天候不順の影響もあり、減収となりました。

なお、売上高の主な内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比
コーヒー飲料	72,070	42.0%	71,351	41.3%
茶系飲料	17,457	10.2	17,668	10.2
炭酸飲料	12,094	7.1	10,994	6.4
ミネラルウォーター類	6,985	4.1	7,379	4.3
果汁飲料	6,539	3.8	6,955	4.0
スポーツドリンク類	2,720	1.6	2,418	1.4
ドリンク類	1,627	0.9	1,529	0.9
その他飲料	8,783	5.1	8,414	4.9
国内飲料事業計	128,278	74.8	126,712	73.4
海外飲料事業計	16,735	9.8	18,547	10.7
医薬品関連事業計	9,068	5.3	10,536	6.1
食品事業計	18,013	10.5	17,560	10.2
調整額	△695	△0.4	△673	△0.4
合計	171,401	100.0	172,684	100.0

（注）1．報告セグメントごとの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。
2．当連結会計年度より、持株会社体制への移行に伴い、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度の数値は、変更後のセグメント区分に組み替えております。

<営業利益>

当連結会計年度の売上総利益率は、前連結会計年度の52.2%を下回り、51.7%となりました。これは主に、海外飲料事業（トルコ飲料事業）において、一部の資材調達が外貨建ての取引となっていることから、トルコリラの為替変動の影響により、原価率が上昇したことによるものであります。このことから、売上総利益は、前連結会計年度と比較して１億90百万円減少し、892億63百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に国内飲料事業における自販機チャネルにかかる固定費低減効果や、広告販促の効率化などにより、前連結会計年度と比較して12億23百万円減少し、843億72百万円となり、販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、49.9%から48.9%に改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度と比較して10億33百万円増加し、48億91百万円となり、営業利益率は、2.3%から2.8%に改善いたしました。

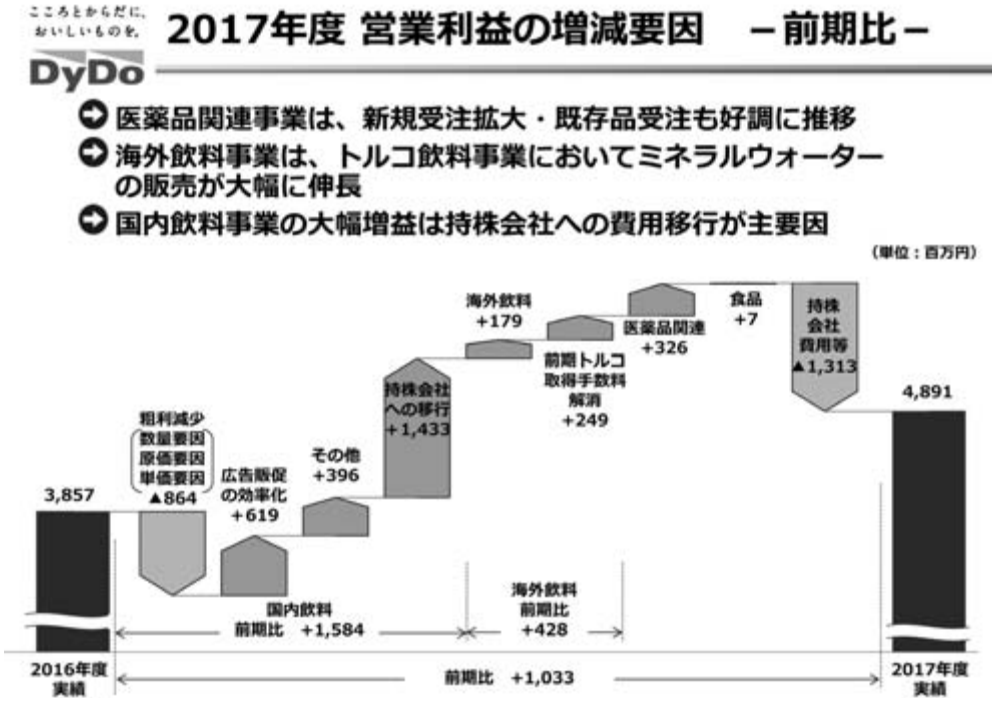

＜経常利益＞
　当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度と比較して１億65百万円増加し、10億16百万円となりました。これは主に、雑収入の増加によるものであります。
　また、営業外費用は、前連結会計年度と比較して４億42百万円減少し、５億25百万円となりました。これは主に、為替差損の減少や、自販機調達にかかる長期借入金残高の減少などに伴う支払利息の減少によるものであります。
　以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度と比較して16億40百万円増加し、53億82百万円となりました。

＜税金等調整前当期純利益＞
　当連結会計年度の特別損益は、前連結会計年度と比較して15億59百万円悪化いたしました。これは、前連結会計年度は、負ののれん発生益４億94百万円、関係会社出資金売却益４億33百万円、投資有価証券売却益１億32百万円の合計10億60百万円が特別利益に計上されていたことに加えて、当連結会計年度は、海外飲料事業にかかる減損損失４億31百万円、関係会社株式評価損84百万円の合計５億16百万円を特別損失として計上していることによるものであります。
　以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度と比較して81百万円増加し、48億65百万円となりました。

＜親会社株主に帰属する当期純利益＞
　当連結会計年度の法人税等は、23億73百万円を計上し、実効税率は前連結会計年度の34.1％を上回り、48.8％となりました。これは主に、当連結会計年度において評価性引当金が増加したことなどによるものであります。
　以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して７億64百万円減少し、25億４百万円となりました。
　また、１株当たり当期純利益は、前連結会計年度の197.34円に対し、当連結会計年度は、151.73円となりました。

　なお、当連結会計年度における収益及び費用の主な為替換算レートは、１トルコリラ＝30.78円（前連結会計年度は36.13円）、１マレーシアリンギット＝26.21円（前連結会計年度は26.44円）となっております。

〔セグメント別概況〕

（単位：百万円）

	売上高			セグメント利益又はセグメント損失（△）		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額
国内飲料事業	128,278	126,712	△1,565	3,958	5,542	1,584
海外飲料事業	16,735	18,547	1,811	△1,266	△838	428
医薬品関連事業	9,068	10,536	1,468	944	1,271	326
食品事業	18,013	17,560	△453	212	219	7
調整額	△695	△673	22	9	△1,303	△1,313
合計	171,401	172,684	1,283	3,857	4,891	1,033

（注）1．報告セグメントごとの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。
2．当連結会計年度より、持株会社体制への移行に伴い、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度の数値は、変更後のセグメント区分に組み替えております。

〔国内飲料事業〕

飲料業界におきましては、今後さらに進展する少子高齢化の影響により、日本国内の飲料市場は大きな成長を見込みにくい状況の中で、業界各社は、利益重視の方針を掲げ、重点ブランドの強化や新たな付加価値を備えた多様な商品の展開などに取り組みましたが、夏場の天候不順の影響により、販売数量は伸長せず、ドラッグストア業界の競争激化を背景とした価格戦略も相俟って、販売単価の改善が進展しないなど、競争環境は厳しさを増しております。

当社グループは、このような状況に対処すべく、将来にわたるキャッシュ・フローの継続的拡大に向けた様々なチャレンジを積極的に推進いたしました。

「自販機ビジネスモデルの革新」に向けた取り組みといたしましては、自販機使用年数の長期化などによる環境面への配慮をすすめながら、自販機１台あたりの調達コストの大幅な低減を図ることにより、固定費構造の抜本的改革にチャレンジしております。

また、自販機を新たな価値創造のプラットフォームとすべく、“お客様と自販機の新たな関わり方”を提案する新サービス「Smile STAND」の効果的展開に向けた取り組みを推進するとともに、将来の可能性をさらに広げるべく、2017年９月より、自販機による新たな情報発信サービス「Smile Town Portal」を開始し、自販機を通じたプラットフォームビジネスの実現に向けた基盤作りに注力いたしました。

「ダイドーブレンド」ブランドのさらなる強化に向けた取り組みといたしましては、ワールドバリスタチャンピオンシップ 第14代チャンピオン ピート・リカータ氏監修のもと、本格的な味わいでご好評をいただいている「世界一のバリスタ※監修」シリーズをさらに進化させ、飲用シーンに合わせた味わいを最適な容器・容量でお届けすることで「缶コーヒー」の価値向上を図りました。

また、2017年11月に発売25周年を迎えた「ダイドーブレンド デミタス」シリーズをリニューアル発売するとともに、シリーズに深みとキレを両立させた甘さ控えめの微糖「ダイドーブレンド デミタス 甘さ控えた微糖」を新たに加え、ラインアップの強化に努めました。キリンビバレッジ株式会社との自販機における相互商品販売の業務提携においては、同社自販機での販売商品を、「世界一のバリスタ※監修」シリーズのボトル缶入りコーヒー飲料２品（「ダイドーブレンド 香るブレンド微糖 世界一のバリスタ※監修」「ダイドーブレンド コクと香りのブレンドBLACK 世界一のバリスタ※監修」）に統一し、自販機内での訴求力の向上による販売効果の拡大とブランド認知度の向上を図りました。

さらに、近年のお客様の健康志向の高まりに対応すべく、2016年11月に販売を開始した株式会社ファンケルとの共同開発による当社初の機能性表示食品「大人のカロリミット はとむぎブレンド茶」の拡販に注力したことに加え、2017年９月より同社との共同開発第２弾として、「大人のカロリミット 玉露仕立て 緑茶プラス」を発売するなど、新たな付加価値を備えたイノベーティブな商品の展開に取り組みました。

当連結会計年度は、「世界一のバリスタ※監修」シリーズや「大人のカロリミット®」茶シリーズが、コンビニエンスストアなどの流通チャネルにおいて好調な販売実績となったほか、「世界一のバリスタ※監修」シリーズのボトル缶入りコーヒー飲料２品のキリンビバレッジ株式会社向けの出荷も堅調に推移したものの、天候不順などの外部要因の影響もあり、自販機１台あたりの売上高が低下するなど、販売は厳しい状況となりました。一方、利益面につきましては、自販機チャネルにかかる固定費の低減効果や広告販促の効率化により、販売費及び一般管理費が減少し、増益となりました。

以上の結果、国内飲料事業の売上高は、1,267億12百万円（前連結会計年度比1.2％減）、セグメント利益は、55億42百万円（前連結会計年度比40.0％増）となりました。

※ワールドバリスタチャンピオンシップ　第14代チャンピオン ピート・リカータ氏

〔海外飲料事業〕

当社グループは、国内飲料事業とのシナジーの発揮による海外飲料事業の強化・育成を図るため、持株会社が海外飲料子会社を直接統括する体制とし、将来の飛躍的成長に向けた事業基盤の整備に取り組んでおります。

トルコの飲料市場は、トルコリラ安の影響を受け、輸入原材料の価格が高騰するなど、足元の収益環境は厳しい状況が続いておりますが、若年層人口の比率が非常に高く、さらなる人口増により、中長期的に大きな成長が見込める有望な市場と位置づけております。

このような状況の中、海外飲料事業の中で大きなウエイトを占めるトルコ飲料事業は、将来の成長に向けたバリューチェーンの強化によるビジネスモデル再構築を図るとともに、コアブランドである「ÇAMLICA」、「Saka」や、高単価ブランドである「Maltana」の拡販に注力し、市場における当社ブランドの存在価値の向上を図りました。また、2017年12月にミネラルウォーター製造販売事業を行うMerpez Ticaret Turizm Gıda Tarım Pazarlama Emlak İnşaat Sanayi İthalat ve İhracat Limited Şirketiの株式80%を取得したことにより、物流の効率化とミネラルウォーターのさらなる需要増に対応する体制を整備しました。

一方、イスラム圏における東側の戦略拠点であるマレーシア飲料事業においては、健康志向の急速な高まりに対応すべく、日本イメージの高品質な製品の開発に注力いたしましたが、市場環境の大きな変化により、業績は当初計画を大きく下回る推移となっております。

また、ロシア飲料事業においては、モスクワ市での自販機展開を通じて商品の拡販を図っておりますが、モスクワ市政府による自販機ロケーションの入札実施が進んでいないことに加え、自販機オペレーション体制の整備に当初想定以上の時間を要しており、自販機展開の進捗が遅延する結果となっております。

中国飲料事業においては、マレーシア飲料会社が日本DyDoのノウハウを活かし企画・開発した「ヨービック」の輸入販売に取り組みました。

当連結会計年度は、トルコ飲料事業における輸入原材料価格の高騰、マレーシア飲料事業における急速な健康志向の加速によるドライ飲料販売の苦戦、ロシア飲料事業における自販機展開の遅れなどがあったものの、トルコ飲料事業においてミネラルウォーターの販売が大幅に伸長したことや、広告販促の効率化を図ったことなどにより、収益の改善を図ることができました。

以上の結果、海外飲料事業の売上高は、185億47百万円（前連結会計年度比10.8%増）、セグメント損失は、８億38百万円（前連結会計年度は12億66百万円のセグメント損失）となりました。

なお、トルコ飲料事業は2016年２月３日に取得を完了しており、前連結会計年度においては11ヵ月間を連結対象期間としております。

〔医薬品関連事業〕

医薬品関連事業を担う大同薬品工業株式会社は、医薬品を中心とする数多くの健康・美容飲料等のドリンク剤の研究開発を重ね、お客様のニーズにあった製品の創造と厳格な品質管理や充実した生産体制により、安全で信頼される製品を製造しております。

近年、栄養ドリンクのコアユーザー層の高齢化などの影響を受け、ドリンク剤市場は縮小傾向にあり、市場環境は厳しい状況で推移しておりますが、美容系ドリンクはインバウンド需要を契機として、海外輸出向け製品の受注が拡大するなど、変化の兆しも見えはじめております。

このような状況の中、大同薬品工業株式会社は、受託企業としての圧倒的なポジションを確立すべく、安全・安心な生産体制の維持強化、組織的な提案営業と独自の提案素材の開発、生産効率化・コスト競争力の強化に注力しております。

当連結会計年度は、組織的な提案営業の結果、特に海外で高まるヘルス＆ビューティーのトレンドにも対応した製品の受注が好調に推移したことなどにより、新規受注が拡大したほか、既存製品の受注も好調に推移いたしました。

以上の結果、医薬品関連事業の売上高は、105億36百万円（前連結会計年度比16.2％増）、セグメント利益は、12億71百万円（前連結会計年度比34.6％増）となりました。

〔食品事業〕

食品事業を担う株式会社たらみは、フルーツゼリー市場においてトップシェアを有し、卓越した知名度とブランド力で事業基盤を確立しておりますが、競合他社の攻勢が一層激しくなってきており、経営環境は大変厳しさを増しております。

このような環境下において安定的・持続的に成長し続けるためには、食の安全をベースに、「付加価値の向上」に対し、あらゆる方向からチャレンジすることが肝要と考えております。当連結会計年度は「顧客目線で社内を変える、イノベーションで社内を変える」という経営方針を一層推進していくよう、全社をあげて取り組みました。

お客様の多面的なニーズに対応し、驚きや感動を生む製品を幅広く創り続けるという基本姿勢のもと、健康・美容軸に力点を置いた「ヘルシーゼリー」を展開すべく、フルーツでキレイを応援する新ブランド「Fruits & Beauty」シリーズを発売し、顧客層の拡充を図ってまいりました。

当連結会計年度は、競争環境が厳しさを増す中、利益確保に向けた生産・調達をはじめとする全社的な取り組みや「たらみ」ブランドの価値向上に向けた広告投資を戦略的に実行いたしました。

以上の結果、食品事業の売上高は、175億60百万円（前連結会計年度比2.5％減）、セグメント利益は、２億19百万円（前連結会計年度比3.3％増）となりました。

② 財政状態

(単位：百万円)

		前連結会計年度末	当連結会計年度末	増減額
	流動資産	91,578	93,426	1,848
	固定資産	72,292	77,720	5,428
資産合計		163,870	171,147	7,277
	流動負債	44,508	43,311	△1,196
	固定負債	33,668	36,908	3,239
負債合計		78,176	80,219	2,042
純資産合計		85,693	90,927	5,234

当連結会計年度末の総資産は、有価証券及び投資有価証券の増加などにより、前連結会計年度末と比較して72億77百万円増加し、1,711億47百万円となりました。

負債は、繰延税金負債や未払法人税等の増加などにより、前連結会計年度末と比較して20億42百万円増加し、802億19百万円となりました。

純資産は、利益剰余金やその他有価証券評価差額金の増加などにより、前連結会計年度末と比較して52億34百万円増加し、909億27百万円となりました。

なお、投資有価証券、繰延税金負債及びその他有価証券評価差額金の主な増加要因は、出資先である大江生醫股份有限公司の株式の時価変動によるものであります。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は94億54百万円であります。その主な目的は自販機の新台投入、営業拠点の整備、効率的な事業展開のための情報化投資及び医薬品関連事業、食品事業における工場設備の更新等であります。

④ 資金調達の状況

自販機の新台投入に伴う資金等を銀行借入により調達しており、当連結会計年度末における借入金残高は163億46百万円であります。

⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年１月21日付で当社の完全子会社であるダイドードリンコ株式会社（同日付でダイドードリンコ分割準備株式会社から商号変更）に対して、清涼飲料の製造・販売事業を会社分割により承継させました。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第40期 (平成27年１月期)	第41期 (平成28年１月期)	第42期 (平成29年１月期)	第43期 (当連結会計年度) (平成30年１月期)
売上高	149,526	149,856	171,401	172,684
経常利益	4,470	4,262	3,741	5,382
親会社株主に帰属する当期純利益	2,322	2,347	3,269	2,504
１株当たり当期純利益	140円16銭	141円68銭	197円34銭	151円73銭
総資産	147,894	163,697	163,870	171,147
純資産	84,734	85,181	85,693	90,927
１株当たり純資産額	4,999円88銭	5,022円16銭	5,075円31銭	5,430円20銭

（注）当連結会計年度より役員向け株式給付信託制度を導入しており、「１株当たり純資産額」の算定上、役員向け株式給付信託が保有する当社株式を期末発行済株式の総数から控除する自己株式に含めております。また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

⑶ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイドードリンコ株式会社	350百万円	100.0%	清涼飲料等の販売
ダイドービバレッジサービス株式会社	50百万円	100.0 (100.0)	清涼飲料等の販売業務受託
ダイドービジネスサービス株式会社	50百万円	100.0 (100.0)	営業事務、経理、給与計算等の管理業務受託
大同薬品工業株式会社	55百万円	100.0	ドリンク剤等の製造販売
株式会社たらみ	310百万円	100.0	フルーツデザートゼリー等の製造販売
株式会社ダイドービバレッジ静岡	50百万円	100.0 (100.0)	清涼飲料等の販売
ダイドーウエストベンディング株式会社	70百万円	100.0 (100.0)	清涼飲料等の販売
株式会社ダイドードリンコサービス関東	46百万円	50.0 (50.0)	清涼飲料等の販売
株式会社旬の季	3百万円	100.0 (100.0)	フルーツデザートゼリー等の販売
上海大徳多林克商貿有限公司	842百万円	100.0	清涼飲料等の販売
DyDo DRINCO RUS,LLC	3万円	100.0	清涼飲料等の販売
DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.	19,300千ﾘﾝｷﾞｯﾄ	51.0	清涼飲料等の販売
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	621百万ﾘﾗ	90.0	清涼飲料等の製造
Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	37百万ﾘﾗ	90.0	清涼飲料等の製造
İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	68百万ﾘﾗ	90.0	清涼飲料等の製造
DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.	10百万ﾘﾗ	90.0 (90.0)	清涼飲料等の販売

(注) 1．議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．当社は、平成29年1月21日を効力発生日として、ダイドードリンコ株式会社（旧会社名：ダイドードリンコ分割準備株式会社）に清涼飲料の製造・販売事業に関して有する権利義務を承継いたしました。
3．ダイドードリンコ株式会社は、平成29年1月21日付で資本金を260百万円から350百万円に増資いたしました。

⑷ 対処すべき課題

① 経営戦略等

当社グループは、2014年に制定されたグループ理念のもと、2018年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」をスタートさせ、「既存事業成長へのチャレンジ」「商品力強化へのチャレンジ」「海外展開へのチャレンジ」「新たな事業基盤確立へのチャレンジ」の４つのテーマに取り組んでおります。

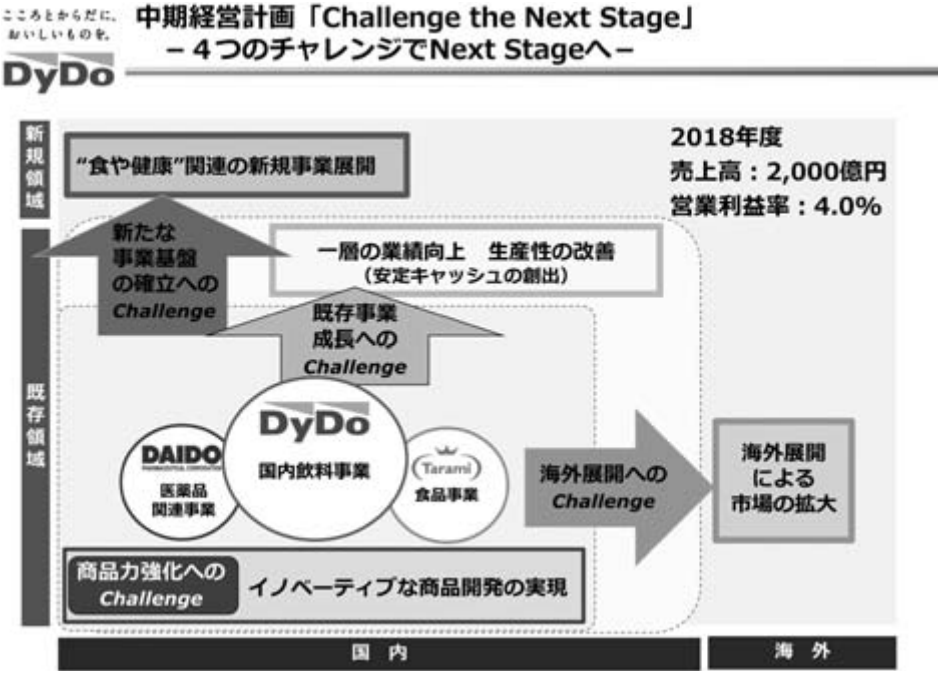

そして、2017年１月には、将来の飛躍的成長に向けた改革を加速させるべく、「グループ経営の強化」「事業領域拡大への機動的対応」「海外飲料事業の強化・育成」を目的として持株会社体制へ移行いたしました。

自販機ビジネスモデルの革新によるキャッシュ・フローの継続的拡大とグループ全体の事業ポートフォリオの強化拡充により、成長性・収益性・効率性の高い企業グループをめざしてまいります。

② 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、持続的成長の実現に向けたひとつの通過点として、「連結売上高2,000億円」「売上高営業利益率４％」を中期経営計画「Challenge the Next Stage」の最終年度である2018年度の数値目標に掲げております。

今後、中長期的な企業価値向上の実現に向けて、新たな経営戦略・経営目標・KPI等に関する検討をすすめてまいります。

③ 経営環境

近年、わが国は世界でも類を見ない超高齢化社会に突入しており、今後さらに進展する生産年齢人口の減少が潜在成長率を押し下げ、持続的経済成長に影響を与えることが懸念されております。また、AIやIoTなどのテクノロジーのめざましい発展が、経済にも影響をもたらしはじめるなど、経営環境は急速な変化を遂げております。

このような状況の中、お客様の価値観や消費行動は大きく変化しており、企業は常に、社会の変化に対応した新たな価値を生み出していくことが求められております。また、健康寿命の延伸に向けた取り組みや、環境面への配慮、働き方ニーズの多様化への対応など、事業を通じて社会的課題の解決に貢献していくことが期待されております。

④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループはこれまで、中期経営計画「Challenge the Next Stage」に掲げた４つのテーマに取り組むとともに、2017年１月には持株会社体制へ移行し、様々な変革を推進してまいりました。

中期経営計画のスタート以来、これまで４年間の取り組みにより、前向きな成果が着実に見えはじめておりますが、一方で、将来の成長に向けた課題も明確になってきております。

今後につきましては、経営環境の大きな変化をチャンスととらえ、新たな価値の創造にチャレンジするとともに、「グループ理念・グループビジョン」に定める価値観に基づき、事業を通じて社会的課題の解決に貢献することにより、持続的成長の実現と中長期的な企業価値の向上にチャレンジしてまいります。

イ．既存事業成長へのチャレンジ

当社グループはこれまで、「自販機ビジネスモデルの革新」を事業戦略に掲げ、環境負荷低減とコストダウンの両立を図る「フロンティアベンダー」の展開や自販機使用年数の長期化などの取り組みをすすめながら、自販機チャネルにかかる固定費構造の抜本的改革と、IoT自販機の計画的展開に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、固定費構造の改革に一定の目途が立ち、IoT機能を搭載した「Smile STAND」の展開台数も当連結会計年度末時点で約５万台となるなど、着実な成果が見えはじめております。

一方、自販機ビジネスを取り巻く外部環境は厳しさを増しており、自販機１台あたりの売上高の低下傾向が続いております。このような状況の中、自販機ビジネスによるキャッシュ・フローの継続的拡大を図るためには、オフィス内などの安定的な販売が見込める場所への設置促進や、商品ラインアップの最適化などの取り組みを着実に推進していくことに加えて、「Smile STAND」のサービス拡充による利用者拡大への取り組みを加速することなど、お客様にとっての自販機の付加価値を、より一層高めていくことが大きな課題となっております。

今後につきましては、「社会と共に。」のグループビジョンを実現すべく、IoTを通じて、自販機を社会のインフラとして活用し、幅広い分野でお客様の生活を、より快適で豊かにするサービスの提供をめざしてまいります。アイデアとテクノロジーをもって付加価値を創造し、人と、社会と、環境に配慮した自販機ビジネスのサスティナビリティーへの取り組みとともに、既存の枠組みを越えて、グループ全体で生み出す製品・企業活動「オールDyDo」が、豊かで元気な社会作りに貢献してまいります。

ロ．商品力強化へのチャレンジ

当社グループはこれまで、「ダイドーブレンド」のブランド力をさらに高め、トップブランドをめざすことを事業戦略に掲げ、お客様が求めるコーヒー本来の味わいをお届けすべく、高い品質のコーヒー豆を厳選してブレンドし、香料を使用しない製法にこだわり続けてまいりました。また、特定保健用食品・機能性表示食品などの健康志向に対応した付加価値の高いイノベーション商品の開発にも注力するなど、商品力強化へのチャレンジを続けてまいりました。

これらの取り組みにより、お客様の「ダイドーブレンド」ブランドの購入意向は着実に伸長しており、特に、ワールドバリスタチャンピオンシップ 第14代チャンピオンであるピート・リカータ氏監修による「世界一のバリスタ※監修」シリーズは、当社自販機での好調な販売はもちろんのこと、コンビニエンスストアやキリンビバレッジ株式会社の自販機にもお客様接点が拡大し、ブランド認知度の向上に大きく貢献しております。また、株式会社ファンケルとの共同開発による「大人のカロリミット®」茶シリーズは、競争の激しい機能性表示食品の茶系飲料市場において、一定のポジションを獲得しております。

近年、社会の急速な変化とともに、お客様の価値観や消費行動は多様化しており、お客様の求める「おいしさ」や「健康」に対するニーズも、ライフスタイルの変化とともに多様化しております。このような価値観の多様化に対応し、お客様の共感を得る商品をお届けしていくためには、イノベーションを起こすことができる多様な人材の採用、定着、キャリア開発に取り組むことや、これまで当社グループが培ってきた「おいしさ」や「健康」に関する知見・技術・製造ノウハウなどと、グループ外の様々な知見や研究開発力などを融合させ、新たな価値を生み出していくことも重要な課題となっております。

今後につきましては、「お客様と共に。」のグループビジョンを実現すべく、オープン・イノベーションとダイバーシティへの取り組みを推進することにより、高い品質にいつもサプライズを添えて、「オンリーDyDo」のおいしさと健康をお客様にお届けしてまいります。

※ワールドバリスタチャンピオンシップ　第14代チャンピオン　ピート・リカータ氏

ハ．海外展開へのチャレンジ

当社グループはこれまで、「海外事業展開の加速」を事業戦略に掲げ、2015年12月にマレーシア、2016年２月にトルコといったイスラム圏における戦略拠点を獲得するとともに、2017年１月の持株会社体制移行後は、海外事業統括部が海外飲料子会社を直接管理・統制する体制とし、海外飲料事業の強化・育成に取り組んでまいりました。

これらの取り組みにより、トルコ飲料事業においては、商流の見直しをはじめとするバリューチェーンの強化策により、トップラインの飛躍的成長に向けたビジネスモデルの構築に取り組むことができましたが、マレーシア、ロシア、中国については、事業基盤の整備に時間を要していることから、将来の発展に向けた成長戦略を再構築していくことが大きな課題となっております。

また、お客様の健康志向はグローバル市場においても大きな潮流となっていることから、日本において培った「おいしさ」と「健康」に関する知見・技術・ノウハウを、海外飲料子会社の持つ現地のマーケティングに関する知見や製造技術などと融合させることでイノベーションを起こし、加速する健康志向の高まりに対応した高い品質の商品ラインアップを強化・拡充し、飛躍的成長につなげていくことが重要な課題となっております。

今後につきましては、「次代と共に。」のグループビジョンを実現すべく、国内飲料事業と海外飲料事業のシナジーを発揮させ、国境も既存の枠組みも越えて、次代に向けて「DyDoスタンダード」を創造してまいります。

二．新たな事業基盤確立へのチャレンジ

当社グループはこれまで、“食や健康”関連の新規事業展開を図ることを中期的な成長戦略に掲げ、近年は、専門人材の採用をすすめながら、成長性の高いライフサイエンス分野をはじめとするヘルスケア領域での新規事業展開の可能性に絞り込んで検討を続けてまいりました。その結果、「グループ理念・グループビジョン」に定める価値観に基づき、事業を通じて社会的課題の解決を図るべく、2019年７月より、希少疾病用医薬品事業へ参入することといたしました。

当社グループはこれまで、缶コーヒーを中心とした清涼飲料水に加え、栄養ドリンクや美容ドリンク、フルーツデザートゼリーといった飲料や食品をベースとした価値を「おいしさ」とともに、お客様にお届けしてまいりましたが、将来の人口動態の変化や健康寿命の延伸に対応した新たな市場を開拓し、末永く愛される商品をお届けしていくためには、単なる「おいしさ」だけでなく、日常生活の中で健康に寄与する「おいしさ」をお届けしていくことが課題であると考えております。

今後につきましては、「人と共に。」のグループビジョンを実現すべく、希少疾病で苦しむ患者様に医薬品を通じた価値提供によって貢献するインクルージョンへの取り組みを推進するとともに、既存の飲料・食品・医薬品の枠組みを越えて、ヘルスケア関連市場を将来の大きな成長の柱へと育成し、「グループスローガン」に掲げる「こころとからだに、おいしいものを。」持続的に皆様にお届けする企業グループとして、飽くなき「DyDoチャレンジ」でDyDoグループに関わるすべての人の幸せを実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年１月20日現在）

当社グループは、当社、連結子会社16社、持分法適用関連会社５社、非連結持分法非適用子会社２社より構成され、飲料の販売及び受託製造、フルーツデザートゼリーの製造販売を主要な事業としております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成30年１月20日現在）

① 当社

本社	大阪市北区中之島二丁目２番７号

② 子会社の主要な営業所及び工場

ダイドードリンコ株式会社	本社	大阪市北区
	販売拠点	12営業部
ダイドービバレッジサービス株式会社	本社	大阪市北区
	販売拠点	86営業所
ダイドービジネスサービス株式会社	本社	大阪市北区
	事務・業務センター	大阪市阿倍野区
	技術センター	静岡県榛原郡
大同薬品工業株式会社	本社・工場	奈良県葛城市
	東京事務所	東京都中央区
	大阪事務所	大阪市中央区
株式会社たらみ	本社	長崎県長崎市
	工場	長崎県諫早市
	販売拠点	５営業部
株式会社ダイドービバレッジ静岡	本社	静岡県袋井市
	販売拠点	３営業所
ダイドーウエストベンディング株式会社	本社	鳥取県米子市
	販売拠点	４営業所
株式会社ダイドードリンコサービス関東	本社	栃木県下都賀郡
	販売拠点	８営業所
株式会社旬の季	本社	長崎県諫早市

上海大徳多林克商貿有限公司	本社	中国上海市
ＤｙＤｏ　ＤＲＩＮＣＯ　ＲＵＳ，ＬＬＣ	本社	ロシアモスクワ市
DyDo Mamee Distribution Sdn. Bhd.	本社	ﾏﾚｰｼｱｼﾞｮﾎｰﾙﾊﾞﾙ市
Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	３箇所
Bahar Su Sanayi ve Ticaret A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	トルコカラビュック市
İlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.	本社	トルコイスタンブール市
	工場	トルコサカリヤ市
DyDo DRINCO TURKEY İçecek Satış ve Pazarlama A.Ş.	本社・販売拠点	トルコイスタンブール市

(7) **従業員の状況**（平成30年１月20日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内飲料事業	2,575名	36名増
海外飲料事業	729名	47名増
医薬品関連事業	198名	8名増
食品事業	249名	58名増
全社（共通）	20名	20名増
合計	3,771名	169名増

（注）１．従業員数は就業員数であり、パートタイマー351名は含んでおりません。
２．全社（共通）として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
３．当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。前連結会計年度末比増減は、変更後のセグメント区分に基づき、前連結会計年度の従業員数を組み替えて比較しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	703名減	39.0歳	8.4年

（注）従業員数が前事業年度末と比べて703名減少しておりますが、これは当社が平成29年１月21日付で持株会社体制へ移行したためであります。

⑻ 主要な借入先の状況（平成30年１月20日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行 他（シンジケートローン）	6,375百万円
株式会社りそな銀行	5,581百万円
株式会社みずほ銀行	2,149百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,765百万円
農林中央金庫	415百万円

（注）シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年１月20日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 50,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 16,568,500株（自己株式950株を含む）

⑶ **株主数** 29,626名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ハイウッド株式会社	2,470千株	14.91%
有限会社サントミ	2,011千株	12.14%
タイタコーポレイション株式会社	738千株	4.45%
髙松富博	495千株	2.98%
髙松富也	495千株	2.98%
髙松章	494千株	2.98%
髙松多聞	480千株	2.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	400千株	2.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	286千株	1.72%
株式会社レモンガスかごしま	250千株	1.50%

（注）持株比率は、役員向け株式給付信託が保有する95,300株を除く自己株式950株を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ **当事業年度末日における新株予約権の状況**（平成30年１月20日現在）

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年１月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙松富也	ダイドードリンコ株式会社 代表取締役社長
取締役会長	髙松富博	特定非営利活動法人日本の祭りネットワーク　理事長
取締役執行役員	殿勝直樹	財務部長
取締役執行役員	西山直行	経営戦略部長
取締役	森真二	㈱大阪ソーダ　社外監査役 大阪信用保証協会　監事
取締役	井上正隆	
常勤監査役	長谷川和義	
監査役	吉田太三	
監査役	松本博	
監査役	加藤幸江	㈱山善　社外取締役 ㈱日阪製作所　社外取締役

（注）１．平成29年４月14日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役安達健治氏及び中川誠氏が退任いたしました。
２．平成29年４月14日開催の第42回定時株主総会において、取締役に新たに殿勝直樹氏及び西山直行氏が選任され、就任いたしました。
３．取締役森　真二氏及び井上正隆氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役吉田太三氏、松本　博氏及び加藤幸江氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
５．監査役吉田太三氏及び松本　博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役加藤幸江氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (2名)	151百万円 (12百万円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	24百万円 (10百万円)
合計 （うち社外役員）	12名 (5名)	175百万円 (22百万円)

（注）１．上記には、平成29年４月14日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成３年４月18日開催の第16回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、別枠で、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）について平成28年４月15日開催の第41回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成19年４月18日開催の第32回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

５．支給額には、当事業年度に係る役員賞与10,700千円（取締役３名に対し10,200千円、監査役１名に対し500千円）が含まれております。

６．当社は、平成26年４月16日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役２名に対し役員退職慰労金72百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

７．当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は、３百万円であります。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役森　真二氏は、株式会社大阪ソーダの社外監査役及び大阪信用保証協会の監事を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

監査役加藤幸江氏は、株式会社山善の社外取締役及び株式会社日阪製作所の社外取締役を兼職しております。当社とこれらの兼職先とは特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　森　　真　二	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役　井　上　正　隆	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に食品業界における豊富な知識と経験に基づく発言を行っております。
監査役　吉　田　太　三	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役　松　本　　博	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役　加　藤　幸　江	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な子会社のうち、Della Gıda Sanayi ve Ticaret A.Ş.及びİlk Mevsim Meyve Suları Pazarlama A.Ş.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

⑶ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意の判断をいたしました。

⑷ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である組織再編支援業務等についての対価を支払っております。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当企業グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当企業グループは、「グループ理念」及び「グループビジョン」を経営理念として共有し、その実現に向けて「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図ります。

ロ．当企業グループは、その規模及び特性に応じて、内部統制の整備及び監督を行うために、必要な体制の整備を行います。

ハ．当企業グループの役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットラインを設置します。

ニ．当社の内部監査部門は、監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規定の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。さらに当社の内部監査部門は、必要に応じて、内部監査を実施し、子会社の法令遵守体制を拡充させます。

ホ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関する事項は、社内規定に従って適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役はこれらを必要なときに閲覧できるものとします。

③　当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理基本規程に従い、リスクの評価・分析を行うとともに代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して定期的に開催し、リスク管理を推進します。また、子会社と連携して当企業グループのリスク管理及び危機管理に関わる情報の一元化と共有を図ります。

ロ．当社の経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を招集して対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整備します。

④　当企業グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当企業グループ各社は、その規模及び特性に応じて、以下により、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

イ．業務分掌及び職務権限の明確化

ロ．定期的又は必要の都度開催される取締役会での経営上の重要事項の審議及び報告

ハ．取締役を構成員とする経営会議の設置

ニ．連結ベースでの中期経営計画及び年度予算の策定、進捗管理並びに改善策の実施

⑤　子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、社内規定に基づき、子会社との連携及び統制を図る担当部門を設置するとともに、子会社に対し、業務執行状況を報告させます。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、監査役を補助する必要な能力と知識を備えた使用人を配置し、その指揮命令権は監査役に帰属させます。

ロ．監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとします。

ハ．当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

⑦　監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．常勤監査役は、取締役会のほか当社の経営会議等の重要な会議体に出席することにより、当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるものとします。さらに、リスク管理部門及び法務部門は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に報告を実施します。

ロ．上記イ．に加え、当企業グループの取締役、監査役及び使用人は、当企業グループに重大な影響を与える事実又はそのおそれが発生した場合には、速やかに当社の監査役に報告することとします。

ハ．内部監査部門は、当企業グループの内部監査の結果を監査役会と共有します。

ニ．監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けないよう、当該報告者を保護します。また、報告を行ったことを理由として、当該報告者が不利益な取扱いを受けていることが判明した場合は、不利益な取扱いを除去するために速やかに適切な措置を講じます。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るため、監査役は、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催します。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当企業グループは、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用及び評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当企業グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「コンプライアンス行動指針」をはじめとする行動規範及び企業倫理の遵守を図るなど、必要な体制の整備・運用に努めております。当事業年度においても、コンプライアンス通信の定期発行や座学研修の実施など、各社の規模や特性に応じた取組みを行いました。

また、内部通報制度であるダイドー・コンプラホットラインについては、事業の多様化への対応等、さらなる充実を図るため、第三者である社外弁護士事務所内にも新たに窓口をを設け、独立性の担保を強化いたしました。

内部監査部門は、監査計画に基づき、当社及び当企業グループについて内部監査を実施し、必要に応じて改善のための指示又は勧告を行うとともに、監査結果を四半期毎に取締役会に報告いたしました。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクの評価・分析に関する体制や手続きを定めた、リスク管理基本規程に基づき、当社代表取締役社長を委員長とするグループリスク管理委員会を当事業年度において２回開催いたしました。同委員会では、各子会社におけるリスクの評価及び取組み状況も報告され、グループレベルでのリスク管理を推進しております。

また、当企業グループの経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合に備え、損害・影響等を最小限にとどめる体制の強化にも努め、当事業年度においては、グループ全体の連携体制を見直したほか、関係者を対象にトレーニングを実施いたしました。

③ 取締役の職務執行の効率性確保に対する取組みの状況

当社では、定例取締役会を月１回開催するほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布や社外役員への事前説明（必要な場合）を実施するとともに、重要事項の審議に当たっては、社外役員の意見を尊重する議事進行を行い、特に当企業グループの将来にとって重要と思われる案件については、性急な結論を求めず、次回送りとするなど、適切な運営を図りました。

また、常勤取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、重要な事項についての審議を行い、代表取締役社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートしております。

④　当企業グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社の関係会社管理は、国内関係会社については経営戦略部が、海外関係会社については海外事業統括部が主管しており、その他の部署が業務分掌規程に従い、各関係会社の業務運営上の企画立案、管理、指導、統制を所管し、これを支援しております。

関係会社の重要な業務執行に当たっては、関係会社管理規程に従い、当社の承認又は報告を要する体制を整備し、綿密な連携のもとに機動的運営の統制を図っております。加えて、グループ間の連携強化を目的として、グループ連携会議を当事業年度において４回開催し、当社経営陣・常勤監査役と各事業ドメインの責任者による意見交換を行いました。

⑤　監査役監査の実効性確保に対する取組みの状況

監査役は、当事業年度において、全員が取締役会に出席し、常勤監査役は、経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席して当企業グループの重要な情報について適時報告を受けるとともに、リスク管理部門及び法務部門からもそれぞれの観点から定期的に報告を受けました。

また、社外監査役も含めて国内外の関係会社を往査し、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図りました。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様、従業員など、当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値ひいては株主に対して不適当なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの間の関係を損ねるおそれをもたらすものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社は、このような大規模買付行為や買付提案を行い、当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反する重大な悪影響を与えるおそれをもたらす行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ．コーポレートガバナンスの継続的改善に向けた取組み

当社グループのコア事業である国内飲料事業は、清涼飲料という消費者の皆様の日常生活に密着した製品を取り扱っており、部門売上高の80％以上は地域社会に根差した自販機を通じた販売によるものです。また、自社工場を持たず、生産・物流を全国の協力業者にすべて委託するファブレス経営により、当社は製品の企画・開発と自販機オペレーションに経営資源を集中し、全国に約28万台を保有する自販機は当社グループの従業員と共栄会（当社商品を取り扱う自販機運営事業者）により管理しております。

このような当社独自のビジネスモデルは、ステークホルダーの皆様との信頼関係によって成り立っていることから、「人と社会と共に喜び、共に栄える。」ことが会社としての責務であり、経営上の最重要課題であると認識しております。そして、その実現のために「ダイナミックにチャレンジを続けていく」ための基盤として、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスの継続的な改善に取組んでおります。

ロ．中期経営計画を軸とする企業価値向上への取組み

当社グループは、新たなグループ理念・グループビジョンのもと、平成30年度を最終年度とする中期経営計画「Challenge the Next Stage」を推進しております。「既存事業成長へのチャレンジ」「商品力強化へのチャレンジ」「海外展開へのチャレンジ」「新たな事業基盤確立へのチャレンジ」の４つのテーマに取組み、平成30年度には売上高を2,000億円へ、営業利益率を４％に引き上げることを目標としております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年１月15日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成29年４月14日開催の第42回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20％以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成32年４月開催予定の定時株主総会の終結の時までとなっております。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、以下の諸点より、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、イ.経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足し、平成20年６月30日に発表した企業価値研究会の報告書及び東京証券取引所が平成27年６月１日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則１-５いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえていること　ロ.株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること　ハ.株主の意思を反映するものであること　ニ.当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものであること　ホ.発動のための合理的な客観的要件を設定していること　ヘ.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成30年1月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**93,426**	**流動負債**	**43,311**
現金及び預金	40,274	支払手形及び買掛金	19,899
受取手形及び売掛金	18,733	一年内返済長期借入金	4,735
有価証券	19,402	リース債務	1,078
商品及び製品	5,890	未払金	11,149
仕掛品	7	未払法人税等	1,934
原材料及び貯蔵品	2,964	未払費用	2,039
前払費用	727	賞与引当金	1,098
未収入金	3,894	繰延税金負債	99
繰延税金資産	781	その他	1,276
その他	797	**固定負債**	**36,908**
貸倒引当金	△47	社債	15,000
固定資産	**77,720**	長期未払金	54
(有形固定資産)	**(33,514)**	長期借入金	11,611
建物及び構築物	5,813	リース債務	1,260
機械装置及び運搬具	3,634	長期預り保証金	2,506
工具、器具及び備品	17,005	退職給付に係る負債	437
土地	4,427	役員退職慰労引当金	183
リース資産	2,321	資産除去債務	132
建設仮勘定	312	繰延税金負債	5,722
(無形固定資産)	**(12,820)**	**負債合計**	**80,219**
のれん	6,236	**純資産の部**	
その他	6,584	**株主資本**	**84,749**
(投資その他の資産)	**(31,385)**	資本金	1,924
投資有価証券	25,238	資本剰余金	1,031
長期前払費用	538	利益剰余金	82,346
退職給付に係る資産	2,781	自己株式	△552
敷金及び保証金	1,985	**その他の包括利益累計額**	**4,694**
繰延税金資産	304	その他有価証券評価差額金	8,330
その他	565	繰延ヘッジ損益	347
貸倒引当金	△28	為替換算調整勘定	△4,456
		退職給付に係る調整累計額	473
		非支配株主持分	**1,484**
		純資産合計	**90,927**
資産合計	**171,147**	**負債及び純資産合計**	**171,147**

連結損益計算書

（平成29年1月21日から
平成30年1月20日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**172,684**
売上原価		**83,420**
売上総利益		**89,263**
販売費及び一般管理費		84,372
営業利益		**4,891**
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	
有価証券利息	32	
持分法による投資利益	115	
為替差益	24	
その他	612	1,016
営業外費用		
支払利息	313	
その他	212	525
経常利益		**5,382**
特別損失		
減損損失	431	
関係会社株式評価損	84	516
税金等調整前当期純利益		**4,865**
法人税、住民税及び事業税	2,608	
法人税等調整額	△235	2,373
当期純利益		**2,492**
非支配株主に帰属する当期純損失		11
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,504**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年１月21日から
平成30年１月20日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,924	1,084	80,835	△4	83,840
当期変動額					
剰余金の配当			△994		△994
親会社株主に帰属する当期純利益			2,504		2,504
自己株式の取得				△548	△548
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△53			△53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△53	1,510	△548	909
当期末残高	1,924	1,031	82,346	△552	84,749

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,292	228	△3,420	140	241	1,611	85,693
当期変動額							
剰余金の配当					－		△994
親会社株主に帰属する当期純利益					－		2,504
自己株式の取得					－		△548
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					－		△53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,037	118	△1,036	332	4,452	△127	4,324
当期変動額合計	5,037	118	△1,036	332	4,452	△127	5,234
当期末残高	8,330	347	△4,456	473	4,694	1,484	90,927

貸借対照表

(平成30年1月20日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**54,788**	**流動負債**	**10,228**
現金及び預金	30,754	一年内返済長期借入金	2,795
営業未収入金	521	未払金	576
有価証券	19,402	未払法人税等	387
関係会社短期貸付金	2,650	未払費用	12
未収入金	699	預り金	6,457
繰延税金資産	103	**固定負債**	**24,913**
その他	660	社債	15,000
貸倒引当金	△4	長期借入金	7,251
固定資産	**59,122**	繰延税金負債	2,618
(有形固定資産)	**(60)**	その他	43
工具、器具及び備品	2	**負債合計**	**35,141**
土地	57	**純資産の部**	
(無形固定資産)	**(914)**	**株主資本**	**72,427**
商標権	27	**資本金**	**1,924**
ソフトウェア	886	**資本剰余金**	**1,464**
(投資その他の資産)	**(58,147)**	資本準備金	1,464
投資有価証券	18,216	**利益剰余金**	**69,590**
関係会社株式	30,831	利益準備金	137
関係会社出資金	482	その他利益剰余金	69,453
関係会社長期貸付金	8,550	別途積立金	55,650
その他	68	地域コミュニティ貢献積立金	80
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	13,723
		自己株式	**△551**
		評価・換算差額等	**6,341**
		その他有価証券評価差額金	**6,341**
資産合計	**113,910**	**純資産合計**	**78,769**
		負債及び純資産合計	**113,910**

損 益 計 算 書

（平成29年1月21日から
平成30年1月20日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		
ロイヤリティー収入	3,626	
システム料収入	1,390	
関係会社受取配当金	1,470	6,486
営業収益計		**6,486**
営業費用		**2,867**
営業利益		**3,619**
営業外収益		
受取利息及び配当金	131	
その他	152	284
営業外費用		
支払利息	28	
社債利息	51	
その他	37	117
経常利益		**3,785**
特別損失		
関係会社株式評価損	656	
関係会社出資金評価損	478	1,135
税引前当期純利益		**2,650**
法人税、住民税及び事業税	856	
法人税等調整額	△66	789
当期純利益		**1,860**

株主資本等変動計算書

（平成29年1月21日から平成30年1月20日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	地域コミュニティ貢献積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	67	12,869	68,724	△2	72,109
当期変動額										
地域コミュニティ貢献積立金の積立						100	△100	－		－
地域コミュニティ貢献積立金の取崩						△86	86	－		－
剰余金の配当							△994	△994		△994
当期純利益							1,860	1,860		1,860
自己株式の取得									△548	△548
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	13	853	866	△548	318
当期末残高	1,924	1,464	1,464	137	55,650	80	13,723	69,590	△551	72,427

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,608	2,608	74,717
当期変動額			
地域コミュニティ貢献積立金の積立			－
地域コミュニティ貢献積立金の取崩			－
剰余金の配当			△994
当期純利益			1,860
自己株式の取得			△548
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,733	3,733	3,733
当期変動額合計	3,733	3,733	4,051
当期末残高	6,341	6,341	78,769

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月27日

ダイドーグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　田　東　平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイドーグループホールディングス株式会社の平成29年１月21日から平成30年１月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイドーグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月27日

ダイドーグループホールディングス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　田　東　平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　幡　琢　哉　㊞

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイドーグループホールディングス株式会社の平成29年１月21日から平成30年１月20日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月21日から平成30年１月20日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月28日

ダイドーグループホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　長谷川　和　義　㊞

社外監査役　吉　田　太　三　㊞

社外監査役　松　本　　博　㊞

社外監査役　加　藤　幸　江　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識し、利益配分につきましては、持続的成長に必要となる内部留保と株主還元のバランスを考慮し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

こうした考え方に沿って、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき30円といたしたいと存じます。

なお、中間配当として１株につき30円をお支払いいたしておりますので、当事業年度の年間配当金は１株につき60円となります。

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、497,026,500円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年４月16日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

当社グループは、豊かで元気な社会づくりに貢献するため、地域コミュニティとの共存共栄をめざす活動を推進してまいります。「人と、社会と、共に喜び、共に栄える。」のグループ理念のもと、地域コミュニティ活動への貢献に活用するため、以下のとおり１億円を、地域コミュニティ貢献積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

⑴　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	100,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目及びその額

地域コミュニティ貢献積立金	100,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）　当社及び当社子会社の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に定める事業目的を変更及び追加し、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

（２）　インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めることとし、現行定款第５条（公告方法）の変更を行うものであります。

（３）　その他、字句の一部修正を行い、表現方法を統一するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。	（目　的） 第２条　（現行どおり）
（１）清涼飲料水の製造販売	（１）　（現行どおり）
（２）各種食品の製造販売	（２）　（現行どおり）
（３）医薬品、医薬部外品および化粧品の製造販売	（３）医薬品、医薬部外品および化粧品等の研究開発、製造および販売
（新　設）	（４）医療機器および健康関連機器等の研究開発、製造、販売、賃貸およびメンテナンス
（４）自動販売機による清涼飲料水、各種食品および各種商品の販売	（５）自動販売機による清涼飲料水、各種食品および各種商品の販売
（５）自動販売機による各種サービスの提供	（６）自動販売機による各種サービスの提供
（６）たばこおよび酒類の販売	（７）たばこおよび酒類の販売
（７）飲食店の経営	（８）飲食店の経営

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（8）各種自動販売機の販売およびメンテナンス業務	（9）各種自動販売機の販売およびメンテナンス
	（10）貨物利用運送事業
（新　設）	（11）知的財産権の維持、管理および利用許諾
（新　設）	（12）前各号に付帯または関連する一切の事業
（9）前各号に付帯または関連する一切の事業	
2　当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。	2　（現行どおり）
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当
1	髙松富也（たかまつとみや）	代表取締役社長　再任
2	髙松富博（たかまつとみひろ）	取締役会長　再任
3	殿勝直樹（とのかつなおき）	取締役執行役員財務部長　再任
4	西山直行（にしやまなおゆき）	取締役執行役員経営戦略部長　再任
5	森　真二（もりしんじ）	取締役　再任　独立　社外
6	井上正隆（いのうえまさたか）	取締役　再任　独立　社外

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
1	 たか　まつ　とみ　や 髙　松　富　也 （昭和51年６月26日生） **再任** 〔取締役会出席回数〕 １７/１７回	平成16年４月　当社入社 平成20年４月　当社取締役就任 平成21年４月　当社常務取締役就任 平成22年３月　当社専務取締役就任 平成24年４月　当社取締役副社長就任 平成26年４月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成28年２月　ダイドードリンコ分割準備株式会社（現ダイドードリンコ株式会社）代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） ダイドードリンコ株式会社代表取締役社長 平成26年４月の社長就任以来、新たに制定したグループ理念、グループビジョンのもと、ステークホルダーの皆様の立場を踏まえた中長期視点の経営スタンスと迅速・果断な意思決定をもって経営の舵取りを行い、強いリーダーシップを発揮しています。 持株会社体制への移行によりグループ経営を強化し、自販機ビジネスモデルの抜本的改革に取り組むとともに、海外における新たな戦略拠点を確保し、将来の飛躍的成長に向けた課題への取り組みを着実に進めています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	495,000株

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
2	 髙松富博（たかまつとみひろ） （昭和23年１月16日生） **再任** 〔取締役会出席回数〕 １７/１７回	昭和46年３月　大同薬品工業株式会社入社 昭和50年１月　当社設立、常務取締役就任 昭和59年５月　当社専務取締役就任 平成２年６月　当社取締役副社長就任 平成４年４月　当社代表取締役副社長就任 平成６年４月　当社代表取締役社長就任 平成26年４月　当社取締役会長就任（現任） （重要な兼職の状況） 特定非営利活動法人日本の祭りネットワーク理事長 当社の前社長として20年間にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しています。現在は取締役会長として、グループ経営におけるガバナンスなどの基盤強化、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしています。また、当社の社会貢献活動を長年にわたり推進し、地域社会の活性化に向けた活動にも尽力しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	495,000株

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
3	 殿勝（とのかつ）　直樹（なおき） （昭和38年11月４日生） **再任** 〔取締役会出席回数〕 １３/１３回	昭和61年３月　当社入社 平成23年１月　当社財務企画部長 平成25年３月　当社執行役員管理本部長 平成26年１月　当社執行役員財務本部長 平成29年１月　当社執行役員財務部長 ダイドードリンコ株式会社取締役執行役員財務本部長就任（現任） 平成29年４月　当社取締役執行役員財務部長就任（現任） 入社以来、長きにわたり財務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。中期経営計画達成に向けた資金調達などに中心的な役割を果たし、現在も、取締役執行役員財務部長としてグループ全体の財務基盤を盤石な体制に構築するなど、健全な会社運営に尽力し、収益性の改善に貢献しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	3,100株

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕選任理由	所有する当社の株式数
4	 にし　やま　なお　ゆき 西　山　直　行 （昭和40年７月30日生） **再任** 〔取締役会出席回数〕 １３/１３回	昭和63年３月　当社入社 平成26年１月　当社経営戦略部長 平成26年２月　当社経営戦略部長兼海外事業部長 平成27年３月　当社執行役員経営戦略部長兼海外事業部長 平成28年１月　当社執行役員経営戦略部長兼戦略投資部長 平成29年１月　当社執行役員経営戦略部長 平成29年４月　当社取締役執行役員経営戦略部長就任（現任） 経営戦略、戦略投資、海外事業などの経営全般にわたる幅広い業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。現在は、取締役執行役員経営戦略部長としてグループ会社を牽引し、新たな事業領域拡大への取り組みを推進しています。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者としました。	200株

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
5	 森（もり）　真一（しんじ） （昭和21年５月22日生） **再任** **独立** **社外** 〔取締役会出席回数〕 １７/１７回	昭和47年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和49年４月　横浜地方裁判所裁判官任官 昭和61年４月　京都地方裁判所判事任官 平成元年４月　大阪弁護士会登録 平成13年４月　当社監査役就任 平成26年４月　当社取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社大阪ソーダ社外監査役 大阪信用保証協会監事 弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまで当社社外監査役として13年間、社外取締役として４年間の職務経験をもとに、全社的なリスクマネジメントのあり方について発言するなど、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいており、取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者としました。 なお、同氏は過去に当社及び他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	100株

候補者番号	氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 〔下段〕 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
6	 井上正隆（いのうえまさたか） （昭和29年10月12日生） 再任　独立　社外 〔取締役会出席回数〕 17/17回	昭和53年４月　株式会社中埜酢店入社 平成17年７月　株式会社ミツカングループ本社取締役就任 平成19年５月　同社常務取締役就任 平成21年10月　同社常勤監査役就任 平成23年３月　同社経営監査室担当部長 平成26年３月　株式会社Mizkan Holdings経営企画本部担当部長 平成28年３月　同社退社 平成28年４月　当社取締役就任（現任） 食品業界における豊富な知識や海外経験を有しており、海外でのM＆Aによる事業展開や海外子会社などの監査経験をもとに、当社の経営課題である海外における事業展開の加速や新規事業領域の拡大の審議において、リスクとリターンの観点について発言するなど、独立した立場から助言・提言をいただいており、取締役会の機能強化に適切な役割を果たしています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役候補者としました。	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．森　真二氏及び井上正隆氏は、社外取締役候補者であります。
森　真二氏及び井上正隆氏は現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって森　真二氏が４年、井上正隆氏が２年となります。
３．当社は、髙松富博氏、森　真二氏及び井上正隆氏との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。
髙松富博氏、森　真二氏及び井上正隆氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、森　真二氏及び井上正隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

（ご参考）ダイドーグループホールディングス社外取締役の独立性基準

当社は、独立社外取締役の独立性基準を以下のとおり定めております。

1．ダイドーグループの取締役（社外取締役除く）、監査役（社外監査役除く）、執行役員又は使用人でないこと
2．ダイドーグループを主要な取引先とする者又はその取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
3．ダイドーグループの主要な取引先又はその取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
4．ダイドーグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと
5．ダイドーグループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の取締役、監査役、執行役員又は使用人でないこと
6．最近３年間において、１から５に該当していた者でないこと
7．１から５に該当する者の近親者でないこと（ただし１の使用人については重要な使用人に限る）

※主要な取引先とは、直前事業年度におけるダイドーグループとの取引の支払額又は受取額が年間連結総売上高の２％以上を超える取引先をいう
※多額の金銭とは、個人の場合は過去３年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合は過去３事業年度の平均で、その団体の連結総売上高の２％以上を超えることをいう
※近親者とは配偶者、２親等内の親族又は同居の親族をいう
※重要な使用人とは、部長職以上の使用人をいう
※一定額とは、過去３事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額をいう

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役加藤幸江氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日） 選任区分	〔上段〕 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況 〔下段〕 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由	所有する当社の株式数
 加藤（かとう）幸江（さちえ） （昭和21年11月11日生） 再任　社外 〔取締役会出席回数〕 １７/１７回	昭和44年４月　最高裁判所司法研修所入所 昭和46年４月　東京地方検察庁検事任官 昭和49年５月　大阪弁護士会登録 平成26年４月　当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社山善社外取締役 株式会社日阪製作所社外取締役 弁護士としての長年の経験、法律の専門家として高い見識を有していることや、複数の企業の法律問題に関与し会社経営に対し深い見識があることから、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っています。これらの実績を踏まえて、引き続き社外監査役候補者としました。 なお、同氏は過去に当社及び他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。	100株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．加藤幸江氏は、社外監査役候補者であります。
３．加藤幸江氏は現在、当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
４．当社は、加藤幸江氏との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。
加藤幸江氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区城見一丁目４番１号
ホテルニューオータニ大阪　２階　鳳凰の間
TEL：06-6941-1111（代表）

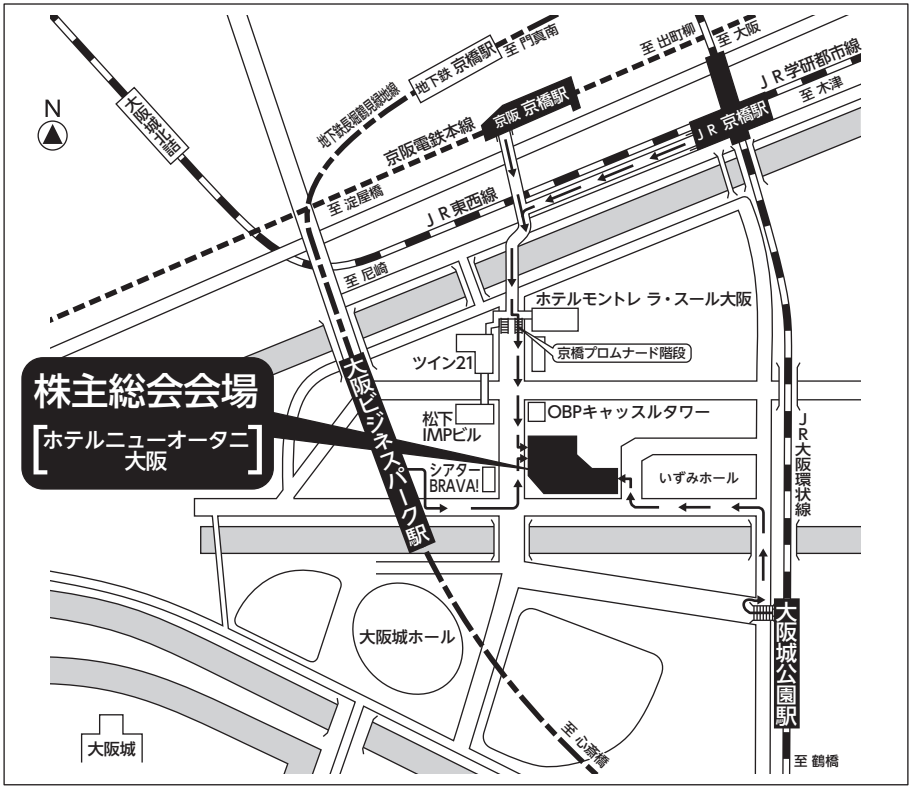

◎アクセス
　○ＪＲ大阪環状線 大阪城公園駅下車 徒歩約３分
　○地下鉄長堀鶴見緑地線 大阪ビジネスパーク駅下車 徒歩約５分
　○ＪＲ、地下鉄、京阪、京橋駅下車 徒歩約10分

◎駐車場について
　本株主総会のための専用駐車場は準備いたしておりませんので、あしからずご了承ください。

◎当日は、些少ながらお土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337 www.fsc.org

環境に配慮したＦＳＣ®認証紙と植物油インキを使用しています。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。